

令和2年2月5日開催

第32回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆様、定刻前ではございますが、皆様お集まりですので、これから第32回農業委員会総会を開催させていただきたいと存じます。

それでは、まず初めに、会長からご挨拶を頂戴いたしますので、よろしくお願いいたします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。今日は、第32回の総会ということで、いろいろ皆さんも予定がある中、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は、何だか久しぶりに上州名物の空っ風が吹いていまして、明日からあさっての朝が一番寒さの底になるようでございます。また新型コロナウイルスがはやっていますが、インフルエンザもはやっているようです。寒い日がちょっと数日続くということなので、くれぐれも風邪など引かぬように気をつけていただきたいと思います。

また、明日は、女性委員によります食農教育ですか、食の教育ということで北部小のほうへ伺いまして、女性委員さんが中心になりまして、すいとん作りということで生徒に教えるということでございます。地場産の粉、また野菜を使っただいて、子供たちに地産地消を伝えるということもやっぱり必要だと思えます。

今日は、いつもから比べれば審議の議案数が若干少ないですけれども、皆さん、いろいろご意見がありましたら、出していただきたいと思います。

それでは最後までよろしくお願いいたします、挨拶といたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長によろしくお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、始めましょうか。

それでは、ただいまから第32回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は2名の方が欠席との連絡がございまして、13番の井田裕委員さん及び18番の岸吉郎委員から欠席との連絡がございました。本日の出席委員は、全員25名のところ2名欠けておりますが、23名ということで過半数を超えておりますので総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員並びに書記の任命を行いますけれども、皆さんよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号11番、高田正巳委員さん及び14番、大河原藤雄委員の両名を指名いたします。

なお、書記には事務局の関口主査を任命いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

なお、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。また、携帯のほうは鳴らないようにお願いします。

それでは、早速議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初の許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、昭和59年10月17日群馬県指令西農第1871号でございました。取消しの理由は、住宅を建てる計画がなくなったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

これとってないでしょうか。

○全員 異議なし。

それでは、承認することにいたします。

○会長 次は、議案第2号です。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和62年3月19日許可、群馬県指令西農第3515号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により住宅を建てる計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約の内容につきましては売買、転用目的は露天資材置場でございまして、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいとの申請でございまして、こちらの件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書17ページ、議案第5号ナンバー10が関連案件でございまして、

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

皆さんのほうから何か質疑等ございますでしょうか。

なければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、小作地として借り受けている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 取下げでお願いいたします。取下げ理由につきましては、既に譲受法人が借りている農地を現地調査した結果、農地法の手続をしていない収穫した作物の貯蔵及び出荷作業を行っているパイプハウスとコンテナが設置されておりました。譲受法人によりますと、今回の3条申請の前にまずそちらの転用手続を進めていきたいため、今月は取下げでお願いしたいとのことでございました。

9番 許可要件を満たしていないと考えられ、代理人にお伝えしたところ、是正に向けて調整して

いきたいため今月は保留でお願いしたいとのことでございましたので、保留でお願いいたします。

10番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいとの同一世帯からの申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら一時転用の申請ですので、申請期間が定められております。設定期間が、令和2年2月25日から令和12年2月24日までの10年間でございます。また、5条の太陽光の支柱部分の申請であります議案書21ページ、ナンバー34が関連案件でございます。また、本件につきまして、北部事前協議におきまして、地元委員の皆様から農地の管理が行き届いていない部分があるのご指摘をいただきました。ついては、再度事務局で確認したいと考えておりますので、今回については保留ということをお願いしたいと思います。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取下げ1件を除く16件でございます。この16件のうち15件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。今回取下げ1件と保留が2件ということで、どちらも、事務局が説明したとおり全部効率利用されていないので、是正をしてからまた申請していただきたいということです。また17番についても、地元の農業委員さん及び推進委員さんから経営農地の管理が行き届いていないというご意見がございました。再度、事務局と地元委員さんとの、経営農地をよく調査してから判断するというので、今回は保留ということによりお願いいたします。

それでは、8番が取下げ、9と17が保留ということで、それ以外に議案に対して皆さんのほうから何かご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

これとってなければ、これは許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

2番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。転用済みの畑232平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より第4条の説明が終わりました。

それでは、皆さんより質疑をお受けいたします。これとってなければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1が事前調査案件になっています。

それでは、ナンバー1、事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。なお、こちらの案件は、開発の事前協議の対象となっている案件であります。1月22日締結済みと開発指導課の担当者より連絡を受けております。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧いただきたいと思います。

こちら、1枚目が位置図でございます。A3の用紙を横に広げて御覧いただければと思います。図面の右のほうに赤い丸で囲まれた場所が申請地でございます。高浜クリーンセンターより東に約1.7キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。続いて、案内図でございます。こちらA3の用紙を横に広げて御覧いただければと思います。図面中央の赤く囲われた場所が申請地でございます。周囲は集落に囲まれておりまして、周辺の農地も10ヘクタール未満の小集団の農地であることから、第2種農地に該当すると考えられます。また、こちらは、もともと農振農用地でございましたが、除外申請を行いまして、平成31年4月に除外の申請が認められた土地でございます。

1枚おめくりください。続いて、公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされているほうが北でございます。赤い線で囲まれた田2筆、2,180平米が申請地でございます。申請地周辺は、東側は田、南側は用悪水路、西側は公衆用道路となっております。また、公図の範囲外となっておりますが、北側も公衆用道路となっております。

1枚おめくりください。こちら土地利用計画図でございます。図面の向き変わりまして、ホッチキスどめされているほうを左に見て、右斜め下方向が北になります。北側と西側に接する公衆用道路の高さを基準として申請地全体を盛土し、コンビニエンスストアの店舗1棟を建築する計画でございます。道路側から見て中央の奥のほうに建物が建ち、建物の手前と左右が駐車場になります。また、東側の農地と接する部分につきましては、24.3度の角度でのり面とし、防草シートを張りまして、崩落などで農地へ影響が出ないように施工いたします。敷地内はアスファルト舗装をし、車両の出入口につきましては、北側の道路に2か所、西側の道路に1か所、計3か所設置いたします。

排水計画でございますが、汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽に接続し、南側の水路へ放流いたします。雨水排水ですが、建物の東側に設置された雨水浸透貯留槽へ集水し、オーバーフロー分は水路へ放流いたします。

また、外灯でございますが、北側に2か所、西側に1か所と出入口付近に設置をいたします。

1枚おめくりください。図面の向き変わりまして、ホッチキスどめされているほうが建物の上の図面となっております。こちらが建物平面図でございます。建物は平屋建てで一般的なコンビニエンスストアの形態でございます。

1枚おめくりください。最後が建物立面図でございます。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局からの説明が終わりました。これから調査報告を行っていただきます。

今回は、第3班ということなので、植杉委員から報告をお願いします。

○21番植杉委員 事前調査報告、第3班班長、植杉誠。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、

申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代理人1名の出席でした。

質問1 現地を確認してきて、とても広い敷地に感じました。あの面積を開発するには、開発許可の手続が必要になるのですか。また、その手続はどこまで進んでいますか。

回答 榛名地域の場合、3,000平米以上の開発から許可の対象となります。今回開発事前協議の手続が必要となり、そちらについては1月22日に調い、市の各部署からの意見を確認しています。敷地を広く取ることで大型車両の利用にも対応でき、近隣のコンビニとの差別化を図れるように計画しました。

質問2 申請地は、道路からかなり低くなっています。盛土については、どのような計画になっていますか。

回答 開発指導課と事前に協議し、残土条例の届出を提出することになっています。問題がなければ、その基準で盛土を行う予定です。

質問3 工事の際は、東側の農地や南側の水路に影響が出ないように配慮してください。また、北側は交通量の多い道路なので、工事車両の出入りなどには十分気をつけてください。

回答 はい。分かりました。

質問4 24時間営業のコンビニでは、照明が周辺の農地に影響を及ぼすことがあります。外灯の設置はどのような計画になっていますか。

回答 外灯は、3か所ある出入口に設置します。出入口を照らすように設置し、農地に向けないようにします。また、内照式の看板についても農地に向けないように設置します。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

それでは、皆さんから何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

それでは、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、申請地を買い受けて特別養護老人ホームを建築したいという福祉施設の申

請でございまして、道路57.20平米、用悪水路35平米、水路106.88平米と一体利用の計画でござい
ます。

4番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を
建築したいという一般住宅の申請でございまして。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を
建築したいという一般住宅の申請でございまして。

6番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受
けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を
建築したいという一般住宅の申請でございまして。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を
建築したいという一般住宅の申請でございまして。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を
建築したいという一般住宅の申請でございまして。

10番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資
材置場の申請でございまして、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1
が関連案件でございまして。

11番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り
受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り
受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電
設備設置用地の申請でございまして。

14番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電
設備設置用地の申請でございまして。

15番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電
設備設置用地の申請でございまして。

16番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電
設備設置用地の申請でございまして。

17番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電
設備設置用地の申請でございまして。

18番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を
建築したいという一般住宅の申請でございまして。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、現在の住まいに三世代で同居しているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地244.93平米と一体利用の計画でございます。また、現地に建物があるため始末書が添付されております。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 契約内容は売買、業務量の増加により資材置場が不足しているため自宅に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

34番 こちらの案件につきましては、関連案件の3条でご説明させていただきましたとおり、今月は保留でお願いできればと思います。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、山林248.57平米と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は35件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ご苦労さまでした。この中で3条に関連する34番、今回保留ということにいたします。

あと、3番が面積が6,556、これは特別養護老人ホームということで、高さが14メートルあるということちょっと私も心配、近くの農地に影響が出るかなということ、ちょっと調べてくれということで話をして。隣接しているところではないのだけれども、5メートルくらい離れているのだけ。

○事務局 5メートルぐらい。

○会長 5メートルぐらい。

○事務局 はい。

○会長 5メートルぐらいで、離れていてもどうかな。米等を作って、日陰になって生育不足とかとそういうことが出てきて、耕作者から苦情が出たら困るなどと思って調べてもらって。

○事務局 隣接農地はありません。北側農地への日照が気になりましたが5メートルの距離があり、また周辺の土地所有者を訪問し、事業計画を説明済みです。

○会長 そうなんだ。これは、大きい特別養護老人ホームで新潟の会社でやるのですけれども、145床ぐらいだったか。

○事務局 160床。

○会長 160か。

○事務局 ええ。

○会長 それでは、まず初めに、この3番については、3,000平米以上ということで、農業委員会として許可相当とし、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、それを除きまして、ほかの案件について、皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

はい。

○6番塚越委員 つまらない質問で申し訳ないのですけれども。

○会長 何でもいいですよ。

○6番塚越委員 さっきの34番と、それからその前の27、28、これは代表者名は同じなのですが、組織が違えばそれまでなのですか。なぜすみ分けをしてあるのかと、もし分かれば。

○会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 34番の法人は、認定農業者で梅を栽培し営農している法人でございます。また27番から29番の法人につきましては、太陽光メインの法人ということでございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○6番塚越委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は令和元年8月24日でございます。

2番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は令和元年8月20日でございます。

なお、1番、2番につきまして、1月24日に高田委員さんと現地調査を実施いたしまして、2件とも問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題ありませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は、2件でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。

そういうことで、今説明があったとおり、1月24日ですか、地元の委員さんが現地を確認して、これといって何も問題がなかったということを説明いただきました。

それでは、皆さんからどうでしょうか。異議等ございますでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、これは議案の一番最後になります。

第7号 令和2年度農作業労賃協定標準額について。

令和2年度農作業労賃協定標準額について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書26ページの令和2年度農作業労賃協定標準額を御覧ください。

本市におきましては、適正な農作業労賃の形成の推進を図るため、毎年「農作業労賃協定標準額」を定めております。算定に当たって、各地区における農作業労賃の実態を把握するため、昨年12月3日の事前協議で調査をご依頼させていただきましたが、このたび取りまとめが済みましたので、総会へお諮りしてご決定いただき、市ホームページや農家の友を通じて公表していきたいと考えているものでございます。

金額につきましては、1,000円以上変動があったものが2件ございましたので、ご案内させていただきます。下から2行目、除草作業（刈払機）が1万432円とありますが、これが1,514円の増です。最後の行、遊休農地管理（耕運・草刈・畦畔等管理）年3回が3万7,102円とありますが、2,345円の増となっております。なお、この標準額につきましては、あくまでも参考ということで、実際の金額の設定については、お互いの話し合いにより決めていただくものとなっております。

以上、令和2年度農作業労賃協定標準額のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長 農作業労賃について、事務局から説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから、何かご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。これは、標準額ということで、先ほども話がありましたけれども、農家の友等でこの金額を公表するということですよ。

○事務局 はい。

○会長 この金額も、その農地によって作業の効率のいいところ、悪いところで若干の相違はあると思います。これを基準にしてやっていただきたいということですが、どうですか、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がないということで決定することにいたしました。

それでは、報告事項に移ります。

それでは、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は事務所、用途指定区分は第1種住居、ほか1件、計2件の4条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は事務所、用途指定区分は準工業でございます。ほか27件、計28件の5条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約でございます。ほか1件、計2件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため通知書を受理しております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちら先月の総会におきまして、許可相当としていた案件でございます。4条が11件、5条が38件でございます。また、そのうちの13番、また25番、26番につきましては3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、問題なしというふうに回答をいただいております。

その他の案件につきましても、他法令の確認が取れましたので、令和2年1月22日付で許可書を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

その他ということで、事務局から何か皆さんにないですか。

○事務局 特にございません。

○会長 はい。これで2月が終わりまして、次回総会は、保健センターですのでよろしく願いたします。

また、3月17日に第2回農業経営講座があります。予定しておいてください。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第32回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時31分 閉会